

革命は文学を取り込むことができるか (1)

宮 本 陽 子

1

1794年7月27日（テルミドール9日）のクーデタから2ヶ月も経たない9月15日（フリュクティドール29日）、山岳派の議員であったジョゼフ・ラカナルは華々しい演説でルソーのパンテオン入りを賛美した。彼はかつてパンテオンに祀られていたことのあるミラボーの不道德を糾弾する一方、ルソーを『エミール』によってまず風俗・道徳のレベルからフランスを革命に導いた思想家として称賛し、作中の文章をそのまま革命を予言する言葉として読み上げた¹。

フランス革命を経験した世代は「ルソーの教えによって養われ、いわばルソーによって育てられた世代²」であると、ラカナルは言う。彼によれば、『社会契約論』については「いわば革命がルソーを説明したようなもの³」ということであるが、ラカナルに代表される革命家たちがルソーを「説明した」のだと言い換えてもよいだろう。ラカナルの演説どおりであるなら、ルソーもフランス革命もこの上なく口当たりの良いものであり、恐怖政治もテルミドールのクーデタもなく、平穩無事に革命が遂行されたごとくである。しかしながら、ラカナルが敢えて言及しないロベスピエールやサン＝ジュストもラカナルに勝るとも劣らず熱心なルソーの弟子であり、誰よりも雄弁にルソーを「説明」していた。おそらくはルソーをバイブルのように読んだ革命家たちはいずれも、ルソーが決して革命に積極的ではなかったことも、貴族政を最良とするルソーが選挙によって選ばれた議員による民主政を否定していたことも承知のうえで、

革命の遂行を肯定するために裏切りを重ねざるを得なかったものと思われる。

1794年2月、ロベスピエールは、「自然の誓い、人類の運命を実現し、哲学の約束を果たす」のに相応しい政府とは「唯一、民主主義的あるいは共和主義的政府」であり、この二つの言葉は同義語である。貴族政治は君主政治と同様、共和政治にはなり得ない。民主政治は、国民が継続的に集まって自分たちですべての事柄を決定する政府というものではなく、ましてや、10万にも別れた派閥がばらばらに慌ただしく対立し合いながら社会全体の運命に決断を下すような政府でもない」と敢えて明確に、『社会契約論』が掲げる理想的な政府とは異なる政府を理想として掲げ、「民主政治は国民自らが作った法に従って、自らが成しうるのは自分たちで行い、自分たちではできないことを代表者によって行う、国民主権の政府である」（下線強調は論者）、と結ぶ⁴。

プラトンにおいては必要な場合には国民が命を差し出すべき「国家⁵」、ボダンにおいては「主権を伴った、多くの家族とそれらの間で共通の事柄との正しい統治⁶」による君主制国家であり、ルソーにおいては「いかなる形態であれ、法によって統治された国家⁷」として定義された *République* という言葉の意味が、ここにおいて初めて、貴族政治や君主政治と対立する民主政共和国として明確に定義された。しかし、生真面目なロベスピエールは自らが立ち上げる政府がルソーの教えに背かざるを得ないこと、すなわち、代表制を取らざるを得ないことを律儀に気に掛けている。すでに1791年6月22日、ロベスピエールはルソーの教えを彼は追認していた。「ルソーは、立法権は主権の真髓であり、なぜなら立法権こそが一般意思であり、委任されたすべての権力の源であるからだ、と述べた。そうした意味で、ルソーは、国家がその権力を代表者に委任するのなら、この国家はもはや自由ではなく存在もしないということになる、と言った」。そしてこれに対する反証の代りに、ロベスピエールは、国王ルイ16世に立法権を広い範囲で共有させたために、「国王の意思が4年間

にわたって議員たちの意思を阻んできた」ことを挙げている⁸。彼はどこまでも選挙による代表議会制を採用したいのであった。

ところで、この6月22日というのは、二日前の6月20日に国王ルイが、国王とその家族への国民議会の対応を激しく非難したのち⁹、「諸大臣にたいし、今後国王からの命令を受け取るまでは、国王の代理でなされたいかなる命令にも署名することを禁じる。国王は国璽尚書にたいし、国王からの要請があれば直ちにその命令を国王に回付するよう厳命する¹⁰」と発表し、同日の深夜から明け方にかけて、家族とともにパリを脱出し、ヴァレンヌで発見された当日である。この事件をきっかけに国王に対する国民の信頼は失われ、翌1792年8月10日の王権廃止、9月21日の王政廃止、12月4日の国王裁判の開始、そして1793年1月21日の国王処刑に至るのは周知のとおりである。国王の有罪判決に際し、「人は罪なくして王たりえない。王として統治するか死ぬかのどちらか一つだ¹¹」と主張したサン＝ジュスト、「祖国が存在するのだからルイは死すべきだ¹²」と述べたロベスピエールらの論陣をジロンド派は破ることができなかった。

ジュネーヴの内乱において対立する陣営で戦った父子の例を引きながら、「いかなる内乱にも加わらない、と誓う¹³」と述べ、革命については、「動乱が人民を滅ぼすことはあり得ても、革命が人民を再建することはあり得ない。桎梏を断ち切られるや否や、ばらばらになった人民はもはや存在しなくなる、そうなれば、人民に必要なのは支配者であって解放者ではない¹⁴」と書いたルソーが、仮に革命の前年に亡くなることがなかったとしたら、国王処刑に賛成するはずがなかったであろうことは今日、多くの研究者¹⁵が述べているとおりである。

ロベスピエールと同時代を生きたサドも1792年6月24日、ヴァレンヌからパリに戻る国王を目撃した「30万人」の一人である。1790年にアンシャンレジームの長い牢獄生活から解放されたサドは、国王の《*lettre de cachot*》によって彼を投獄した専制政治を恨みつつも国王その人に対しては、民衆と同じような一種の愛情を持ち続けていた。そのため、フラン

スを捨てて外国に逃亡しようとしたルイ16世に対して民衆同様に落胆したサドは、「革命広場の群集を一人離れて、国王の馬車に一通の手紙を投げ入れ、立ち去った」。この手紙は「パリの一市民から国王へ」というタイトルで、数日後、ジルオール書店から出版されたが¹⁶、内容は国王の幽閉生活に自らのそれを重ね、アンシャンレジームの不正を訴えつつも国王には憲法に基づく政治を期待し、フランス逃亡については王妃マリー・アントワネットに罪があるのだから、彼女と別れ、彼女をオーストリアに帰すべし、というものである¹⁷。国王は敬愛するが、外国人マリー・アントワネットは嫌いだ、という点ではパリの民衆とまったく変わらない。政治に関しても、生活人のサドには作中人物リベルタンたちの大胆さ、斬新さはない。バスチーユでの経験を別にすれば、どこまでも傲慢な貴族意識の塊であったサドの考え方は、革命前の旧貴族たちとほぼ同様であった。同年12月、彼は自分の弁護士に宛てて、「わたしはアンチジャコバンだ。ジャコバンが死ぬほど嫌いだ。王は好きだがアンシャンレジームの弊害は憎んでいる。憲法の条文は好きだが、その他にはむかつく。名声を貴族に返して欲しい。貴族から名声を取り上げたところで何の役にも立ちはしない。国王には国家の最高責任者になって欲しい。国民議会なんかいらぬ、イギリスのような二院制が国王に制限つきの権力を与えればよい¹⁸」と書いている。

当然、サドも国王処刑に反対であったはずだが、しかし、国王に対する敬愛からではなく、死刑反対そのものが彼の持論であった。彼の嫌いなマリー・アントワネットが処刑されるのは1793年10月16日であるが、2ヶ月後、「反革命容疑者法」で革命の獄に投獄されることになるサドは彼女の処刑に際して「コンシエルジュリーにおけるアントワネットの言葉」というタイトルで、かつて経験した幽閉生活に重ねながら、この日、彼女の一人称体でその苦しみを手帳に記している¹⁹。法による殺人、法の横暴をサドは誰よりも憎んでいたからだ。この姿勢は革命以前も以後も一貫して変わることがない。

2

革命の1年前に書かれた『アリーヌとヴァルクール』では、啓蒙君主ザメによって統治されるタモエという島のエピソードが語られるが、彼は法の厳しい支配を憎み、「もっともおぞましい法律は、自分で抑えることのできない衝動に負けただけの人間を死刑にする法律である²⁰」と述べている。この作品は、処刑の前日に、ロベスピエールの失墜によって革命の牢獄から釈放されたサドが、部分的にはすでに準備されていたものに多くの加筆を加えたと思われる『閨房哲学』と同じく、1795年に発表されることになる。この『閨房哲学』においても、今度はリベルタンの読み上げるパンフレット内で死刑反対が唱えられ、さらに1799年(?)出版の『ジュリエット物語』においては、イタリアの警視総監ギージによって法の支配が否定される。革命前のザメは人間を犯罪に駆り立てるものを衝動 (*inspirations*) としているが、これが何によって吹き込まれたのかを明確にしていない。一方、革命後の文章では、いずれにおいても法は自然との対立に置かれ、『ジュリエット物語』においては法と革命が一緒にやって来る。

人間は殺人をも許されるような影響 (*impressions*) を自然から与えられているが、法律は逆に自然と常に対立するものであるから、こうした過ち (殺人) を許されるような何もかも自然から与えられていない。要するに死刑を廃止するべきだ。死刑によって殺人を罰するのであれば、命を落とす人間が一人ではなく二人になってしまうからだ²¹。(『閨房哲学』)

法が猛威を振ると、あらゆる人間の魂を危険な麻痺で眠り込ませてしまう。精神の活力が衰えると、革命が準備される。人間は自然状態に還った方が、愚かな法律の軛の下にあるよりもはるかに幸せ

だ。人間は自分の力や権力のいかなる部分も諦めてはいけない。人間は自分のために裁きを行うのに法律などまったく必要ない。そのために必要な本能やエネルギーを自然は人間に備えさせているからだ。彼が自分のためにする裁きは、他人の無気力な手に期待する裁きよりもはるかに迅速で効果的である。なぜならこの裁きにおいて、彼は自身の利益と自分が蒙った損害のことしか考慮しないからである。ところが人民の法律は、この法律の起草に協力した立法者の利益の結果でしかない²²。(下線強調は論者) (『ジュリエット物語』)

『アリーヌとヴァルクール』においてユートピアを統括するザメは自らが立法者で啓蒙君主であり、作者が幾分はルソーの弟子であったために、ザメは「特異な人 (un homme extraordinaire)²³」として王国に君臨し、国民の幸福のために彼らを「望みのままに誘導²⁴」していたが、決して「立法者の利益」のための政治を行ったことはなかった。一方、『ジュリエット物語』引用部におけるリベルタンの発話者には、「我々は市民であった後、初めて人間となりうる²⁵」と述べたルソーの公民という意識はまったくない。この「立法者」にはエゴイズム以外の行動方針はなく、当然のことながら、「一般意志」とは無縁である。しかしながら、このリベルタンが、「人間は自分の力や権力のいかなる部分も諦めてはいけない」と言うとき、ルソーの「一般意志」が背後に透かして見える。

ロバスピエールは1791年の演説のなかで、すでに1789年の『人権宣言』に掲げられていた、「法は一般意志の表現である。すべての市民は、自分たちの手によってであれ、自由に選ばれた彼らの代表者を通してであれ、法の形成に協力する権利がある²⁶」、という文言をことさらに述べた。ここで明示されているのは「協力する権利」についてのみであるが、当然のことながら「協力する権利」は一般意志に服する義務と表裏一体をなす。この義務がロバスピエールにおいて恐怖政治へと向けられてゆくことは言うまでもないが、さしあたり、サドが排除しようとしているのが

一般意志=法に服する義務であることを確認しておきたい。サドにおいては、啓蒙君主のザメも一般意志の根本となる社会契約を否定している。

では人間が自由の一部を進んで犠牲にしてえられる成果はどのようなものでしょうか。自分の権利をさらに減らして強者の権利と釣り合わせるという希望を抱きながら弱者は何を得るのでしょうか。束縛を受け、主人をもう一人持つということに他なりません。以前と同様、相変わらず強者がいるのに、さらに、自分の個人的な利害から、さらにはたえず我々と同じ身分の人たちを庇うあのひそかな抑えがたい気持ちから、なんでも強者の味方をする裁判官がいるのですから。

社会の起源においては弱者によってなされる契約、強者の力を恐れて結びつき、自由の一部を放棄して、残る自由を守ろうとするあの協約は、したがって、この自由の一部の防衛というよりもむしろ自由のこの二つの部分の完全は喪失、もっと正確には、強者が譲歩しながら巧みに弱者を惑わすもう一つの罠なのです²⁷。(下線強調は論者) (『アリーヌとヴァルクール』)

したがって、ザメは彼が統治するタモエのユートピアを実現するために、「財産と身分の完全な自由により、強者の力を弱めなければならなかったのです。法律によってではないのです。法律はソロンも言ったように、虫は捕えられるが蜂はいつでも逃げられるクモの巣に過ぎないのです²⁸」(太字強調は原文)、と述べている。そもそも「自由の一部を犠牲にする」という表現にはルソーの「全面譲渡」と根本的な齟齬があるが、ここでは、ザメが法によってではなく、「財産と身分の完全な自由」=平等によってタモエの統治を可能にしていること、さらに、啓蒙君主であれリベルタンであれ、サドの人物たちが、エゴイズムを超えた公的正義が行われる可能性をまったく信じていないことを確認しておきたい。

サドのほとんど原始的と言ってもよい自由，平等と比較すると，ルソーのそれははるかに抽象度の高いものである。

社会契約は市民の間に平等を確立するので，市民はすべて同一の権利を享受するべきである。それゆえ，社会契約の性質から主権のすべての行為，すなわち一般意志のすべての正当な行為は，全市民に等しく義務を課し，恩恵を与える。したがって，主権者はただ国民という団体を認めるだけであって，これを構成する個々の人々を区別しない²⁹。（下線強調は論者）（『社会契約論』）

ルソーにおいては一切の具体的な人格性が排除され，「個々の人々」は消失する。サドにはこうした抽象性が欠落している，あるいはこうした抽象化が拒否されていると言ってよい。

ルソーを特定しているわけではないがポール・ベニシュは，啓蒙の転換期において，「確信を得るために神を中心に個人的良心を考えていたのが，集団としての人類と神の関係に移行した」，と述べている³⁰。じっさい，1690年の Furetière の辞書において *particulier* という語が *public* という語との対立でとらえられて以来，ルソーにおいても，1765年の『百科全書』における Boucher による項目においても，さらにロベスピエールにおいても，公共の利益が個人の利益に優先することは18世紀が自明の理として繰り返し述べてきたことである。しかし，サドはこの近代の趨勢に抗して，個々人の集団が公衆として抽象化されることに異議申し立てをする。サドに反近代性があるとしたら，まさにこの点である。そしてこの趨勢こそがフランス革命を実現し，これを恐怖政治に至らしめたと言ったら極論であろうか。

興味深いことに，サドが革命の前年に完成したという『アリーヌとヴァルクール』においては，この近代化が多少なりとも受け入れられているのである。啓蒙君主ザメは言う，「立法者が専念すべきなのは全体

の幸福のみです。これがその唯一の目的でなければなりません。個人のことだけを考えて思想を単純化するとか矮小化すれば、決して見失ってはならない主要なことをどうしても後回しにすることになり、先人たちの過ちを繰り返すことになります³¹](下線強調は論者)。サドにおいて「全体の幸福」が個人のそれよりも優先されるのはこれが最初で最後である。革命の経験がサドにこの近代化を拒否させることになる。さらにまた、この革命前に書かれた『アリーヌとヴェルクール』の人物が革命そのものについても、テルミドールのクーデタ後にラカナルが読み上げる『エミール』の一節と同様に非常に肯定的に語っていることも、ここで述べておく必要があるだろう。ザメはアメリカの独立を寿ぎながら、サンヴィルに向かって言う、「あなた方フランス人はついには専制政治の轡を揺るがし、共和主義者になるのですから（植民地支配をしているイギリスとは）別です。この統治形態はあなた方フランス国民のように率直で活力と誇りに満ちた国民にふさわしい唯一のものなのです³²」。アンシャンレジームの牢獄にいるサドには、共和主義国家を実現し、近代化を推進するであろう革命に対して期待することのできる、ある種の大らかさがあったようだ。

3

ルソーはこの「近代化」をのっけから究極の形で提出した。《*Volonté générale*》、すなわち「人類すべてを救う神の意志³³」という古くから神学用語のキーワードを、「各構成員が自分の持つすべての権利ともに自分自身を共同体全体に譲渡する³⁴」という契約によって結びついた政治体総体の意志へと転換させたルソーにとって、権利の取得と差し出す義務とは常に同一であった。人間は「みな平等かつ自由に生まれついているのだから、自分たちの得になるのでなければ、自由を譲り渡したりはしない³⁵」、とルソーは述べるが、彼の理論は「譲り渡すこと」が「得になる」

理論であり、そうすることが義務となる理論である。

個々人が国家に捧げた生命そのものも、国家によって絶えず守られているのであるから、彼らが国家を守るために生命を危険にさらすとき、彼らは国家から受け取ったものを国家に返すだけではないか。たしかに、すべての人は必要とあれば祖国のために戦わなければならない。だが誰も自分自身のために戦う必要はまったくない。我々の安全が奪われたときには、すぐに我々自身のために冒さなければならない危険、その危険の一部を、我々の安全を守ってくれる祖国のために冒すとしても、まだ得をしていることになるのではないか³⁶。(下線強調は論者) (『社会契約論』)

サドのユートピア、タモエにおいても、プラトンの「国家」やルソーの理論と同様、「敵から攻撃されれば、そのとき国民はみな兵士となる」。しかし、ここには、「国家から受け取ったものを国家に返す」、あるいは「得をしている」という貸借関係や義務を語る言葉はない。それが「わたしの政策の結果の一つです」、とザメは言うが、タモエの国民が戦うのは「統治形態を変えることを考えるより死んだ方がよいと考える人は誰一人いないだろう」からであり、「篡奪者たちに抵抗することは、自分の家を、妻を、子供を人生のかけがえない幸福を守ること」だからである。「こうした民兵が必要になれば、わたしがひとこと声を上げればよいのです。子どもたちよ、とわたしは言うであります。これが君たちの家だ、これが君たちの財産だ、それを奪いに来るやつらがいる、進めと」(下線強調は論者)、と言うだけで済むザメは³⁷、明らかに具体的な人格を持った統治者であり、タモエの国民たちは国民同士の契約ではなく、ザメという「特別な人=特異な人 (un homme extraordinaire)」との信頼関係によって動いている。

これに対し、ルソーにおいては、人格的個々人の信頼関係に基づく契

約や判断は不可能であり、公的人格とでも呼ぶべき法の執行者＝統治者によって市民の生死の判断が下されるものとなっている。

市民は法によって危険に身をさらすことを求められたとき、もはやその危険について得失を判断する立場にない。そこで、統治者が市民に向かって、「おまえの死ぬことが国家の役に立つ」と言ったなら、彼は死ななければならない。なぜなら、この条件においてのみ、彼はそれまで安全に暮らしてきたのであり、また、彼の生命はもはや単なる自然の恵みではなく、国家からの条件付きの贈物だからである³⁸。(下線強調は論者) (『社会契約論』)

生命が個人の所有であることをやめ、自然の範疇から法の範疇に移され、「国家からの条件付きの贈物」とされることが自明の理として語られているが、この言葉が具体的に近づこうとする日がフランスに来ることをルソーは予想したであろうか。

もちろん、革命のどの時期においても、個人の生命が「国家からの条件付きの贈物」として語られるには至らなかった。そもそも、フランス革命は当初から、人間が「生まれつき自由かつ権利の点で平等な」存在であることを明記し、法を「一般意志の表現」として規定するなど、半分はルソーの思想をそのまま反映させながらも、「人間のもつ絶対に取り消し不可能な自然権」として「自由、所有権、安全、および圧政への抵抗」を保証していた³⁹。ここでいう「所有権」とは当然、土地・財産等、経済的意味であり、個人の生命に関わるものではない。1793年2月15日のジロンド憲法草案においては、経済的自由において所有権の絶対的自由がいつそう強調され、同年6月24日の山岳等憲法における権利宣言においても、第16条で「所有権は、すべての市民が任意にその財産、その所得、その労働およびその労務の成果を収益し、および処分する権利である」、と明記されている。ところが、その2ヶ月前の4月24日、ロベス

ピエールは国民公会での演説において、「所有権は、他のすべての権利と同様、他人の諸権利を尊重する義務によって制限される」、という人権宣言私案⁴⁰を提起し、上記の人権宣言に見られた無制限の所有権にはっきりと制限を加えていた。これはロベスピエールただ一人が見せていた傾向ではない。およそ一年後、1794年3月3日、サン＝ジュストはより具体的により過激に所有権に対する制限を提案する。すなわち、ヴァントーズ法と呼ばれる法案で、「革命の敵と認定された者の財産を共和国のために没収すること」、それをすべての貧しい愛国者に分配することによって、「地上に美德への愛と幸福を広めよう」とするものであった⁴¹。国民公会はこの法案を拍手のなかで採択するが、サン＝ジュストの高邁な理想が実行に移されることはなかった。「革命の敵と認定された者の財産」さえも国家のものとするのが実現できない状況において、個人の生命が「国家の条件付き贈物」として容認される事態は想像しがたい。さらにまた、サン＝ジュストは、プラトンや、ザメの統治するタモイの島や、ロベスピエールが強く支持したルベルチエの教育法案を一層過激にした国民教育案、すなわち、子供を家庭から引き離し、スパルタ式に「国家の子供」として育てる案を書き残していた⁴²。共和国に相応しい国民を創り出すためである。もちろん、これも実現には至らなかった。

少なくとも革命初期までは個人あるいは家族の所有・管理の対象であった財産や子供等が、ロベスピエールとサン＝ジュストの二人の言葉のなかで次第に国家のものへと移行されてゆく。ルソーが抽象的に語った理念が彼らによって具体的に「説明」されるとこのようなことになるのであろうか。じっさい彼ら自身にとって、生命はまさしく「国家からの条件付きの贈物」であった。ダントン派逮捕の翌日、1794年3月31日、ロベスピエールは語る、「わたしにとって危険など何であろう。わたしの生命は祖国のものだ。わたしの心は怖れをは無縁だ。死ねというなら、慫慂と死んでゆくつもりだ⁴³」。サン＝ジュストも同じような意味により美しい表現を与えて書き残している、「わたしを形成し、あなた方に話し

かけているこの塵芥をわたしは軽蔑する。この塵芥を苛み、死なせるがいい。永遠の時空に捧げてしまったこの独立不羈の生命をわたしから奪えるものなら奪えばいい⁴⁴」。

サドがすべてを言おうとしたように⁴⁵、死を恐れぬ革命家にとってはすべてが可能なはずだった。革命を遂行する彼らの言葉と、革命を経験し、革命を憎むサドの言葉はときに奇妙な類似を見せる。次稿では、革命に生命を捧げる言葉と革命を憎む言葉がルソーを挟んで向かい合うさまを考察したい。

注

- 1 ラカナルについては、2012年9月14日に行われた「J.J. ルソー生誕30年記念国際シンポジウム」におけるピエール・セルナ氏の発表「『社会契約』と革命歴2年の共和国、あるいは革命家ルソーの発明」と翻訳（増田真訳）を参照した。
- 2 Joseph Lakanal, *Rapport sur J. J. Rousseau, fait au nom du comité d'instruction publique*, dans la séance du 29 fructidor, Nabu Public Domain Reprints, p. 2.
- 3 Lakanal, *Ibid*, p. 6.
- 4 Robespierre, *Sur les principes de morale politique qui doivent guider la convention nationale dans l'administration de la République*, 5 février 1794.
- 5 Platon, *La République*, A. C. 375 翻訳はプラトン『国家』上・下岩波文庫、戦争については第5巻。
- 6 Jean Bodin, *Les six livres de la République*. Un abrégé du texte de l'édition de Paris de 1583. P. 44.
ボダンについては、佐々木毅『主権・抵抗権・寛容—ジャン・ボダンの国家哲学』岩波書店、1973年を参照した。
- 7 Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat social*, 1762, O. C., Bibliothèque de la Pléiade, 1964, t. III, p. 380.
ルソー『社会契約論』については、作田圭一訳「社会契約論」、『ルソー全集』第5巻、白水社、1979年を参照した。
- 8 Robespierre, *Discours*, prononcé à l'Assemblée constituante le 22 juin 1791.
- 9 ルイ16世, 「パリ逃亡のさいの国王の宣言 (1791年6月20)」, 河野健二編『資料 フランス革命』, 岩波書店, 1989年, 田中正人訳, 138-142頁。
- 10 同資料, 143頁。
- 11 Saint-Just, *Discours sur le jugement de Louis XVI*, prononcé à la Convention nationale le 13 novembre 1792.
- 12 Robespierre, *Discours*, prononcé à l'Assemblée constituante le 3 décembre 1792.

- 13 Rousseau, *Confessions*, 1770, O. C., de la Pléiade t. I, p. 216.
- 14 Rousseau, *Du Contrat social*, O. C., de la Pléiade t. III, p. 385.
- 15 川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』名古屋大学出版会, 2007年, 90頁他。
- 16 Maurice Lever, *Sade*, Fayard, 1991, p. 469.
- 17 Sade, *Œuvres complètes*, Cercle du livre précieux, 1966–1967, t. XI, p. 74, cité par Lever, *ibid.*, pp. 469–470.
- 18 Paul Bourdin, *Correspondance inédite du Marquis de Sade*, Librairie de France 1929, pp. 301–301, cité par Lever, *ibid.*, pp. 471–472.
- 19 Sade, *Notes littéraire*, dans O. C., Cercle du livre précieux, t. XV, p. 15, cité par Lever, *ibid.*, p. 507.
- 20 Sade, *Aline et Valcour*, *Œuvres*, t. I, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1990, p. 666. この作品については, 原 好男訳『アリーヌとヴァルクールあるいは哲学的物語』(上), 1998年を参照した。
- 21 Sade, *La Philosophie dans le boudoir*, *Œuvres*, t. III, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1998, p. 125. この作品については, 澁澤龍彦訳『閨房哲学』河出文庫, 1993年を参照した。
- 22 Sade, *Histoire de Juliette*, *Œuvres*, t. III, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1998, pp. 836–837. この作品については, 澁澤龍彦訳『悪徳の栄え』(下), 河出文庫, 1995年を参照した。
- 23 Rousseau, *Du Contrat social*, O. C., Bibliothèque de la Pléiade t. III, p. 382.
- 24 Sade, *Aline et Valcour*, *Œuvres*, t. I, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1990, p. 676. 宮本陽子「革命のエクリチュール」, 米倉 綽編著『ことばが語るもの——文学と言語学の試み』, 英宝社, 2012年, 49–50頁。
- 25 Rousseau, *Du Contrat social ou essai sur la forme de la république*, 1754–1755, O. C., t. III, p. 287.
- 26 Robespierre, *Discours* Sur la nécessité de révoquer les décrets, le 11 août 1791.
- 27 Sade, *Aline et Valcour*, *Œuvres*, t. I, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1990, p. 667.
- 28 *Ibid.*, p. 667.
- 29 Rousseau, *Du Contrat social*, O. C., Bibliothèque de la Pléiade t. III, p. 374.
- 30 Paul Bénichou, *Romantismes français I*, Le temps des prophètes (1977), Gallimard, 2004, p. 806.
- 31 Sade, *Aline et Valcour*, *Œuvres*, t. I, Gallimard, Bibliothèque de la Pléiade, 1990, p. 671.
- 32 *Ibid.*, p. 640.
- 33 Patrick Riley, *The General will before Rousseau, the Transformation of the Divine into the Civic*, Princeton University Press, 1986, p. ix.
- 34 Rousseau, *ibid.*, p. 360.
- 35 *Ibid.*, p. 372.

- 36 *Ibid.*, p. 375.
- 37 Sade, *Aline et Valcour*, *Œuvres*, t. I, Gallimard, Bibliothèque de la Pléïde, 1990, p. 640.
- 38 Rousseau, *ibid.*, p. 376.
- 39 *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen* de 1789, de 1793, de 1795, et Robespierre, *ibid.*
- 40 Robespierre, *Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*, le 24 avril 1793.
- 41 Saint-Just, *Sur les personnes incarcérées*, le 8 ventôse an II (3 mars 1794).
- 42 Saint-Just, *Sur les institutions républicaines*, Sixième fragment, 1 Sur l'éducation, avant juillet, 1794.
- 43 Robespierre, Séance du II Germinal an II (31 mars 1794), *Contre la combatuion à la barrre de Danton, détenu.*
- 44 Saint-Just, *Sur les institutions républicaines, préambule*, avant juillet 1794.
- 45 Sade, *Histoiure de Juliette*, *Œuvres*, t. III, p. 1261.